

## 第14回京都市稲荷山トンネル安全対策委員会 摘録

- 1 日 時 令和4年3月22日（火）～3月31日（木）
- 2 開催方法 書面開催
- 3 委 員 東野委員長，上田副委員長，石橋委員，奥田委員，北村委員，小西委員，橋本委員，原田委員，柳生委員，山田委員
- 4 議 事
  - (1) モニタリング調査結果に基づく換気設備（排風機）の停止について
  - (2) 京都市稲荷山トンネル安全対策委員会の休止について

各委員に資料1及び資料2を送付して説明を行い，議事(1)，(2)について了承された。  
なお，各委員からの主な意見等は下記の通り。

- 委 員：前回の委員会の説明で，解析結果は，排風機の「運転と停止」の差はなく，大気質への影響もほぼないとのことだったが，結果は解析通りだったのか。
- 京 都 市：モニタリング調査の結果は，解析結果とほぼ同じであり，大気質への影響もなかった。
- 委 員：モニタリング調査の結果，排風機を停止しても大気質への影響が無いことを確認できたため，委員会も休止で良い。
- 委 員：排風機を停止するということは，維持管理も行わないのか。
- 京 都 市：今後，維持管理も行わない。
- 委 員：稲荷山トンネルの大気質濃度は，周辺の観測局と同様の値ということだが，周辺の観測局の値はどこかで確認できるのか。
- 京 都 市：京都市のホームページで「京都市大気常時監視情報」というページがあり，リアルタイムで確認できる。トンネル出口付近で独自に実施している大気質調査の値は，周辺の観測局と同様の値のため，今後は独自の調査を実施せず，現在の測定値を示していたLED表示板も表示させない。
- 委 員：委員会を休止することで良いと思うが，委員会の再開基準や再開する際に参集する委員を決めておく方が良いと思う。
- 京 都 市：委員会を再開する際の基準は，周辺の観測局における大気質濃度が京都市環境保全基準を超過するおそれがある場合とする。現委員は，現在委嘱している期間を任期とし，委嘱期間の更新は行わず，再開の際は，現在参画いただいている団体から委員を改めて選出する。
- 委 員：了解した。

以上